



## 健診の数値でしっかり現状把握 所見に合わせて予防・改善

陸災防「令和2年度 安全衛生標語」健康部門優秀作品

◎「令和3年度 安全衛生標語」募集中です！応募方法は当誌13ページまたは[こちらをご覧ください](#)



（題字 初代会長 金丸富夫）

令和3年4月 No.622

発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番2号  
安全衛生総合会館内 ☎03-3455-3857代表  
<http://www.rikusai.or.jp>  
(印刷物による年間購読料3,600円)

- わが社の災防活動 カクタス ……(1)～(2)
- 令和3年度における事業計画について ……(3)～(5)
- フォークリフト荷役技能検定のご案内 ……(6)～(7)
- [厚労省]全国労働衛生週間のスローガン募集 ……(7)
- 青森県支部三八分会が「総決起大会」を開催 ……(8)
- 「陸災防労働災害事例生成ツール」運用開始！(8)～(9)
- 荷役作業安全が「ドライ」講習会アンケート結果(10)～(12)
- 「安全衛生標語」を募集中です！ ……(13)
- 連載 マコモコ博士のメンタルヘルス2021(14)～(16)

- 連載 やさしく解説「労働安全衛生法」 ……(17)
- 連載 解説!「労働災害の『事故の型』」 ……(18)
- 令和3年度の事業計画(案)等を理事会で審議 ……(19)
- [厚労省]STOP!熱中症 ケルワークキャンペーンについて ……(19)
- 災害事例とその対策(荷役) ……(20)
- 小企業無災害記録事業場 ……(21)
- 労働災害発生状況(令和2年速報) ……(21)
- 労働災害発生状況(令和3年速報) ……(22)
- 陸運業 死亡災害の概要(令和3年2月) ……(22)



令和2年度安全衛生表彰「優良賞」受賞事業場

### トップの決意とみんなの創意

### 目指そう職場のゼロ災害

有限会社 カクタス（埼玉県支部）

#### はじめに

令和2年11月12日に開催されました、令和2年度安全衛生表彰において「優良賞」という大変名誉な賞を賜りありがとうございました。これもひとえに陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部様ならびに埼玉県トラック協会様さらに関係各社様のご支援・ご指導のおかげと深く感謝申し上げます。

弊社は埼玉県さいたま市に本社を置き、平成9年12月に創立いたしました。新聞輸送や通販会社の幹線輸送、住設機器、医療関係の輸送などを手がけており、主に首都圏をメインエリアとしています。保有する車両は計35両です。

外部認証としましては、Gマーク・グリーン経営認証・東京都貨物輸送評価制度の星二つ・運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証制度）があります。



写真1 交通安全会議・労働衛生会議

#### 1 現在の安全への取組内容

##### [交通労働災害防止活動]

##### 『安全衛生方針』

会社の基本理念である「より良い商品を提供する」を全社一体となって取り組み、商品としてのサービスをお客様に提供し、お客様から選ばれる企業となる。働く人たちの健康と幸福を追求し、会社を成長させていく。

##### 『安全衛生目標』

- 交通事故・作業事故ゼロを達成する
- ドライバー・内勤者すべての災害ゼロの達成
- BCP(災害などの緊急事態における企業や団体の事業継続計画)策定と見直し

##### 『安全衛生計画』

運行前の点呼から帰庫後の点呼まで何事もなく帰庫する状態を「安全」と定義して、労働時間等の管理と走行管理・交通労働災害防止に対する意識を高めるための教育の実施などを計画し、PDCAサイクルをしっかりと回すことを実施しています。

##### [安全スローガンの設定]

「トップの決意とみんなの創意 目指そう職場のゼロ災害」

### [社内安全会議]

毎月外部コンサルを入れて全員参加による交通安全会議と労働衛生会議を同時に行っております（写真1）。

車両は2トン車以上ですとテールゲートリフターが多いので、テールゲートリフターを安全に使うために、ロールボックスパレット作業の安全対策として、「守るべき基本ルール6」、「使用場面別ルール11」を使用者全員に配布して作業手順を標準化しています。

また「ゆっくり発進・ゆっくり停止」を合言葉に、ドライバー全員が走行管理表に1ヶ月の燃費を記入します。これにより昨年は保険を使う事故はゼロとなりました。

さらに、弊社では全車両にデジタルタコグラフ・インカメラの着いたドライブレコーダーを搭載しております。会議の際にはヒヤリハット事例として映像を流し、ドライバーから危険の原因などの意見を積極的に出してもらうようにして危険予知の意識を共有しています。



写真1 交通安全会議・労働衛生会議

### [荷主との会議]

特定の荷主様とは不定期ですが、安全衛生の取組について打ち合わせをしております。

特に昨年からは新型コロナウイルス感染症対策についての荷主様からのマニュアル提示などがあり、情報を共有しているところです。

### [社内安全教育の実施]

年に1回開催している社内全体会議・安全大会において、外部から講師を招き、交通安全や労働災害について分かりやすく従業員に話をさせていただいております（写真2）。また、このときに「交通労働災害防止キャンペーン」の表彰なども行っております。



写真2 社内全体会議・安全大会

## 2 現在の労働衛生への取組内容

### (1) 熱中症・腰痛・インフルエンザ予防・新型コロナウイルス感染症対策

#### ● 熱中症対策

夏季は熱中症対策として点呼場にポスターを掲示して注意喚起をし、出庫前に塩飴を支給する。

#### ● インフルエンザ予防

流行期を前に全従業員が予防接種を実施する。

#### ● 新型コロナウイルス対策

マスク不足の時期から全従業員にマスクを配布している。内勤者が毎日共有部分を消毒し、全従業員の手洗いを徹底している。点呼場など対面になるところはすべてビニールシートで区切っている。

### (2) 過重労働対策

デジタルタコグラフからの情報を吸い上げ、拘束時間・連続運転・運行速度・休憩時間等のチェックを随時行い、法令遵守を指導しています。

### (3) 健康診断、有所見者への対応

従業員全員が健康診断を受診し、「要検査」の判定を受けた人は担当者からどのように改善していくかということと、再度検査を受けた結果を必ず会社に連絡してもらうように指導しています。

## 3 結びに、これからの労働災害への思い

運送事業における労働災害は、交通労働災害や荷役作業災害、さらには健康管理など多岐にわたっておりますが、労使全体で取り組んで行かなければなりません。これからも災害の芽を摘む努力をして参りたいと思います。

この度「優良賞」という名誉ある賞を賜りましたことに更に気を引き締め、全社一体となって災害のない快適な職場をつくる努力をしていく所存であります。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部様ならびに埼玉県トラック協会様の皆さまには今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

**【陸災防の事業計画】****令和3年度事業計画について**

陸災防では、陸運業を取り巻く状況、厚生労働省の施策、陸運業の労働災害の状況等を踏まえ、令和3年度の事業運営の基本となる事業計画（案）を策定しました。陸災防は本部・支部（分会）一体となって、労働災害防止活動の先頭に立ち、安全講習会の開催や個別指導をはじめとする諸活動を積極的に展開することにより、その活動の効果等のメリットを会員が享受できるように、会員サービスの充実を図り、組織の基盤を強化してまいります。

各会員企業・会員事業場におかれましては、陸上貨物運送事業労働災害防止規程を遵守するとともに、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させ、自主的な安全衛生活動を継続的、効果的に行っていただきますようお願いいたします。

事業計画（案）の要点は以下のとおりです。青字は新規または昨年度より一部変更の取組です。

**事業運営の基本**

「陸上貨物運送事業労働災害防止計画（2018年度～2022年度）」4年度目の目標達成に向けた事業運営に当たっては、労働災害の動向等陸運業を取り巻く情勢を念頭に置きつつ、本部・支部一体となって、死亡災害については交通労働災害の防止及び荷役災害の防止、死傷災害については荷役関係災害の防止に総力を上げて取り組む。

また、各企業・事業場においては、陸上貨物運送事業労働災害防止規程を遵守するとともに、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させ、自主的な安全衛生活動を継続的、効果的に行っていくことが何より重要である。

このため、引き続き荷主等における荷役災害防止活動推進への支援を実施するとともに、安全衛生水準向上支援事業（レベルアップ支援事業）、中小企業安全衛生水準向上個別サポート事業等の周知・普及及びフォークリフト荷役技能検定制度の積極的取組を図る。

また、令和2年3月に公表された「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」の周知に努めるとともに、個別事業場へのコンサルティング（現場診断を含む）を実施する。

さらに安全度の高い職場の実現を目指す先取り型の取組である、危険予知訓練（KYT）、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの取組への指導・支援に努める。

また、長時間労働による過労死等を予防するため、健康診断及びその事後措置の徹底等

積極的取組、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策の推進、腰痛減少への取組を一層推進する。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として、業務実績評価委員会の意見等を踏まえ、オンラインによる事業場に対する指導・援助等の実施に向けての環境整備に努めるとともに、Webを活用した講習会等を試行する。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止に関する国並びに都道府県の要請等を踏まえ、実施事業の中止又は実施方法等の変更など臨機に対応する。

**労働災害防止のための主要対策**

**1 事業場の安全衛生水準向上の取組の推進**  
第13次労働災害防止計画に基づく、陸運業労働災害防止計画（2018年度～2022年度）の推進等により実効ある安全衛生管理体制の確立を目指して、安全衛生水準向上への支援を進める。

- (1) 陸上貨物運送事業労働災害防止計画（2018年度～2022年度）の4年度目として、目標達成への取組について、本部支部一体となって、陸運災防指導員等を活用した周知広報の実施
- (2) 陸上貨物運送事業労働災害防止規程の周知と遵守の徹底
- (3) 安全衛生水準向上の取組
  - 「レベルアップ支援事業」取組支部への支援、支部においては、事業場参加勧奨と事業の実施
  - 中小企業安全衛生水準向上個別サポート事業の積極的利用勧奨と実施
- (4) 安全管理士、衛生管理士及び安全衛生管

理員の積極的活用

- (5) 「陸運業労働安全衛生マネジメントシステム」(R I K M S(リクムス))を改正し、「運輸安全マネジメント」と連携した取組の推進(継続)

## 2 荷役運搬作業の安全の確保

死傷災害の多くを占める荷役関係災害の防止対策が重要であり、特に荷主等への支援強化を図るとともに、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、飛来・落下災害等「荷役作業5大災害」の防止の徹底を図る。

- (1) 荷主等における荷役災害防止活動推進への支援
- 「荷役ガイドライン」に基づく「荷役災害防止担当者教育講習会(荷主向け)」の実施(Webを活用した講習会を試行)
  - 荷主等との協議会を活用した連携強化
  - 荷役労働災害防止対策コンサルティングの実施(高年齢労働者又は荷主庭先等での荷役労働災害を対象)
- (2) 荷役運搬作業中の墜落・転落等の災害防止の指導援助
- 「高年齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー」の実施の実施(Webを活用した講習会を試行)
  - 会員事業場に対する「荷役ガイドライン」に基づく荷役災害防止担当者教育、荷役作業従事者教育の実施
- (3) フォークリフト等荷役運搬機械による労働災害防止の徹底
- フォークリフト荷役技能検定(写真1)
    - フォークリフト荷役技能検定試験(出張試験含む)の周知
    - 1級検定試験の実施及び2級検定試験の実施(令和3年8月25日、10月20日実施)
    - 出張試験の実施



写真1 フォークリフト荷役技能検定試験

- フォークリフト運転業務従事者に対する

安全教育の実施

- 「フォークリフト安全の日」(全国安全週間中の7月2日に実施予定 主催:日本産業車両協会)への協賛及びその活動への積極的対応

## 3 交通労働災害の防止

交通労働災害防止のためのガイドラインを周知徹底する。

- (1) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく取組の推進
- 「高年齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー」(Webを活用したセミナーを試行)の実施(再掲)
  - 交通労働災害防止担当管理者教育の実施
- (2) 改善基準告示の徹底
- 「ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法」の周知
  - 改善基準改正検討状況に関する情報収集
- (3) 交通労働災害防止のための取組
- 夏期(7月)、年末・年始(12、1月)労働災害防止強調運動を中心に安全パトロール等を実施
  - 交通KYT講習の実施

## 4 健康確保対策の推進

脳・心臓疾患等、精神障害等の認定件数が多く、定期健診有所見率が全産業平均を大きく上回っており、過労死等の予防、メンタルヘルス対策の推進、定期健康診断の完全実施と事後措置を徹底する。

- (1) 過重労働による健康障害防止対策等の推進
- 政府の働き方改革に関する情報収集及びその情報提供
  - 全日本トラック協会の「過労死等防止計画」の具体的な行動計画に基づいた連携により、長時間労働による過労死等の予防対策の推進
- (2) メンタルヘルス対策の推進
- ストレスチェック制度の周知・広報の実施
  - ストレスチェック割引制度による支援及び利用促進
- (3) 一般健康管理等の推進
- (4) 職業性疾病の予防等
- 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」(5月1日～9月30日:4月準備期間、7月重点取組月間)の推進

## 5 安全衛生教育の徹底

### (1) 安全衛生教育の実施

- 技能講習、特別教育等の適切な実施
- 「荷役ガイドライン」に基づく「荷役災害防止担当者教育講習会(荷主等向け)」の実施（再掲）
- 高齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナーの実施（再掲）
- 会員事業場に対する「荷役ガイドライン」に基づく安全衛生教育の推進
- 陸災防安全衛生教育講師(インストラクター)養成講座の開催（4回：Webを活用した講座を試行）
- 安全衛生推進者養成講習の実施
- 安全管理者選任時研修、リスクアセスメント研修の実施

### (2) 安全衛生教育用テキスト等の作成・頒布

- 陸災防労働災害事例生成ツールの利用促進、登録事例の追加等

## 6 安全衛生意識の高揚

### (1) 各種行事、活動等の実施

- 国民安全の日、全国安全週間(7月)、全国労働衛生週間(10月)、全国交通安全運動(春秋)等の周知、参加
- 夏期(7月)、年末・年始(12月、1月)労働災害防止強調運動の推進
- 第36回全国フォークリフト運転競技大会の開催（10月2日・3日 愛知県みよし市中部トラック総合研修センター）
- 支部におけるフォークリフト運転競技大会の開催及び全国大会出場選手の推薦
- フォークリフト荷役技能検定試験実施（8月25日、10月20日）（再掲）
- 第57回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会in熊本の開催(11月11日 熊本市熊本城ホール）（写真2）



写真2 全国陸運労働災害防止大会（第55回）

- 「フォークリフト安全の日」（7月2日予定）への協賛（再掲）
- 安全衛生標語の募集（2月～4月募集）と

### 優秀作品の活用

- 安全衛生表彰、小企業無災害記録表彰等の積極的運用
- 産業殉職者合祀慰霊式参列（10月20日高尾みころも霊堂 役員出席予定）
- 安全衛生広報用品の作成・頒布による広報活動の充実
- 陸運と安全衛生、ホームページ等による情報提供機能の強化
- 「陸運と安全衛生 YearBook 2021」の作成、配布による会員事業場等への安全衛生情報の提供

## 7 調査研究等の推進

- (1) 労働災害発生状況の分析結果を踏まえた効果的な労働災害防止対策手法等の検討
- (2) 実態調査検討専門委員会の開催
- (3) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所との連携及び研究協力

## 8 協会組織の充実強化等

- (1) 事業及び体制の整備による財政及び組織の健全化と充実を図るための具体的対応策について優先順位をもって検討するとともに、業務実績評価委員会の意見を踏まえ、現下の新型コロナウイルスの感染状況に応じた新たな事業運営のあり方や手法を検討
- (2) 引き続き経理事務の一体化を進めるとともに、本部・支部統一会計システムの計画的導入など、適正、迅速な事務処理体制を整備
- (3) 業務実績評価委員会の開催（7月、3月）
- (4) 厚生労働省をはじめとする関係行政機関、労働災害防止団体等及び全日本トラック協会、都道府県トラック協会等関係事業者団体、関係労働組合等と一層の連携強化に努める。特に、都道府県労働局による陸災防都道府県支部への指導、援助の強化を要請
- (5) 都道府県トラック協会と陸災防都道府県支部との連携の強化（必要により業務委託契約の締結）
- (6) 登録教習機関業務及び補助事業業務等の適切な執行のための監査指導の充実強化等

この事業計画（案）については、5月27日開催予定の通常総代会に提出し、承認を得て確定されることとなります。

令和3年8月25日・10月20日実施

## フォークリフト荷役技能検定のご案内



陸災防では、令和3年8月25日(水)\*、10月20日(水)\*「フォークリフト荷役技能検定試験」を実施します。

この技能検定は、フォークリフト運転技能講習修了者等を対象に、より安全で正確かつ迅速な作業を評価・認定し、労働災害の防止に寄与することを目的とした制度です。

多数のフォークリフト運転者の皆さまのご参加をお待ちしています。

※…新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催が延期又は中止となる場合があります。

### 技能の程度について

- 1級** フォークリフト運転技能講習修了後5年程度のフォークリフトによる荷役作業の実務経験を有する上級のフォークリフト運転者
- 2級** フォークリフト運転技能講習修了後3年程度のフォークリフトによる荷役作業の実務経験を有する中級のフォークリフト運転者

### 受検資格

- 1級** フォークリフト荷役技能検定2級合格後2年以上の実務経験を有する者等 <sup>(注1)</sup>

(注1) 令和元年度以前に実施のフォークリフト荷役技能検定2級試験合格者及びフォークリフト認定1級制度実技試験合格者が対象となります。

フォークリフト認定1級制度実技試験合格者は、学科試験のみの受検となります。

- 2級** フォークリフト運転技能講習修了後2年以上の実務経験を有する者 <sup>(注2)</sup>

(注2) 令和元年度以前に実施のフォークリフト荷役技能検定2級試験一部合格者は、不合格となっている科目（学科又は実技）を受検できます。

### 検定日

検定日 **第1回：令和3年8月25日(水)\***、**第2回：10月20日(水)\***

※…新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催が延期又は中止となる場合があります。

### 受検会場

令和3年8月25日(水)							
受検地	岩手	秋田	福島	東京	岐阜	愛知	愛媛
1級	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科・実技	学科・実技
2級	学科・実技	学科・実技	学科・実技	学科のみ	学科・実技	学科・実技	学科・実技
2級リーチ	-	-	-	-	-	学科・実技	-

令和3年10月20日(水)						
受検地	北海道	宮城	埼玉	東京	静岡	福岡
1級	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科・実技
2級	学科・実技	学科・実技	学科・実技	学科のみ	学科・実技	学科・実技
2級リーチ	-	-	学科・実技	-	-	-



1級、2級の実技試験はカウンターバランス式を使用します。

リーチ式での実技試験について、1級は今年度の実施予定はありません。2級は埼玉・愛知にて実施します。

## 試験科目

試験科目		試験内容の概要	配点	
			1級	2級
学科試験		荷役作業一般、関係法令及びフォークリフトの走行・荷役・力学についての知識（計50問） ※1級と2級では、難易度が異なります。	300点	300点
実技試験	点検試験	作業開始前点検（43項目）の点検を行う。 そのうち、不具合箇所を指摘する。	100点	—
		作業開始前点検（カウンター式：43項目／リーチ式：25項目）の点検を行う。	—	200点
	運転試験	所定の運転コースで、適切な走行、運搬、積卸し作業を行う。	600点	500点

## 受験費用

- 1級** ・ 学科試験受験手数料 5,500円(税込)  
 ・ 実技試験受験手数料 27,500円(税込) 合計 33,000円(税込)
- 2級** ・ 学科試験受験手数料 5,500円(税込)  
 ・ 実技試験受験手数料 22,000円(税込) 合計 27,500円(税込)

お申し込み後のキャンセル料等については、当該検定の規定によります。

## 受験申請期間

第1回：令和3年6月1日(火)～8月18日(水) 第2回：8月2日(月)～10月13日(水)

## 受験申請の方法

以下の受検申請書をダウンロードし、申請書に必要事項をご記入の上、陸災防本部まで郵送又はFAXにてお送りください。

[【1級受検申請書（PDF）】](#) [【1級受検申請書（Excel）】](#)

[【2級受検申請書（PDF）】](#) [【2級受検申請書（Excel）】](#)

## 検定についての問い合わせ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 技術管理部（〒108-0014 港区芝5-35-2 10F）  
 TEL 03-3455-3857 FAX 03-3453-7561

## 【厚生労働省からのお知らせ】

## 全国労働衛生週間のスローガンの募集について

募集期間：令和3年4月1日から4月30日まで

厚生労働省は、多くの方に「労働衛生」についての意識を深めていただくために、毎年10月1日から10月7日に行われている全国労働衛生週間のスローガンを募集しています。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善等の労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康の確保等を図ることを目的として、昭和25年から実施されております。

今年度で72回目となる同週間のスローガンについて、労働衛生意識の高揚と事業場における自主的労働衛生活動の促進を図る内容とするものを募集いたします。

詳しくは次のURLをご覧ください（厚生労働省ホームページ）。

<https://www.mhlw.go.jp/public/bosyuu/iken/p20210401-01.html>

## 【支部の活動】

## 青森県支部三八分会が「交通事故・労働災害防止総決起大会」を開催

陸災防青森県支部三八分会（青森県八戸市及び三戸郡の事業場が所属）は、令和3年1月20日八戸市にて「令和3年交通事故・労働災害総決起大会」を開催しました。



## 124名（107社）が参加

本大会は交通事故及び労働災害を1件でも多く減らすべく、三八分会が平成14年から開催しております。

今大会は、新型コロナウイルス感染症のため1事業場当たりの人数を制限しましたが、三八分会に所属する会員事業場の事業主や安全管理担当者ら124名（107社）が参加しました。

## 八戸労働基準監督署、八戸警察署が後援

大会は、青森県トラック協会三八支部の共催とし、八戸労働基準監督署及び八戸警察署の後援を受け開催しました。

大会は、三八分会森山分会長の挨拶で始まり、来賓の八戸警察署交通官（署長代理）が署

長挨拶を代読され、同じく来賓の八戸労働基準監督署長が陸運業における重大な労働災害の防止と新型コロナウイルス感染防止対策の取組の徹底を要請しました。

次に、八戸労働基準監督署安全衛生課長、八戸警察署交通第一課安全教育係長による講和がそれぞれ行われました。

## 陸災防青森県支部事務局長が講演

大会の最後に、陸災防青森県支部能登谷事務局長より「高齢者に配慮した陸運業の労働災害防止」について、安全衛生管理の徹底と職場環境の改善の解説が行われ、総決起大会は終了しました。

なお、青森県支部事務局長による講演は、三八分会から青森県支部への依頼により行われております。



講演を行った青森県支部能登谷事務局長

## 【労働災害防止活動支援ツールのご案内（4月1日から運用を開始しました！）】

## 「陸災防労働災害事例生成ツール」のご案内

陸災防では、自社の作業環境や災害事例等を容易に取り込み、安全教育用の素材として生成できる「陸災防労働災害事例生成ツール」（使用料無料）を開発し、4月1日から運用を開始しました。

本ツールは、職場の安全教育における災害事例、リスクアセスメントシート等として、幅広く活用することができます。下記生成ツール登録または本誌9ページ掲載の利用登録申込書にてお申し込みいただき、是非ご活用ください。

## 生成ツール登録

([http://ec2-3-115-90-106.ap-northeast-1.compute.amazonaws.com/request\\_account](http://ec2-3-115-90-106.ap-northeast-1.compute.amazonaws.com/request_account))

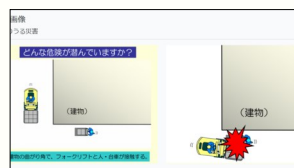
## 生成ツール（ログインID、パスワードをお持ちの方はこちら）

(<http://ec2-3-115-90-106.ap-northeast-1.compute.amazonaws.com/login>)

生成ツールのご案内 ([http://rikusai.or.jp/uploads/pdfs/20210401\\_tool.pdf](http://rikusai.or.jp/uploads/pdfs/20210401_tool.pdf))

生成ツールの操作説明書 (<http://www.rikusai.or.jp/downloads/sousa-setsumeisyo.pdf>)

生成ツール説明動画 ([https://www.youtube.com/watch?v=hi\\_xeSZQnEw](https://www.youtube.com/watch?v=hi_xeSZQnEw))





# 陸災防労働災害事例生成ツール

## 事例生成ツールとは

ブラウザ上で災害事例を誰でも簡単に入力でき、社内教育や共有資料として、見やすく、シンプルに出力できるツールです。

### 特徴

- ・ 再発事故防止、危険予知・リスクアセスメントの両面からの安全対策を図ることができます。
- ・ 自社内の写真を活用できるので、実態に即した現場環境を再現することができます。
- ・ 画面上で動的に画像が動かすことができるので、リアリティのある再現が可能です。
- ・ 全て無料で利用できます。（陸災防の会員は共有化された全ての事例の閲覧ができます。）



## お申込み欄

ツールの利用にはお申込みが必要です。欄内に必要事項を全てご記入ください。

会社名・営業所名			
会員・非会員の別	<input type="checkbox"/> 会員 <small>(賛助会員含む)</small>	<input type="checkbox"/> 非会員	担当者名
住所	〒		
電話番号			
メールアドレス			
希望ログインID <small>(6文字以上で英字と数字を混在させてください)</small>			
希望パスワード <small>(8文字以上で英字と数字を混在させてください)</small>			

ご記入後にメールまたはFAXにてお申込みください

E-Mail : saigajirei.registration@rikusai.or.jp

FAX : 03-3453-7561

(注)登録完了後メールにてお知らせいたします。数日経っても届かない場合は下記の「お問い合わせ」までご連絡ください。お申込みいただいた登録情報は、当ツール使用の目的のみに利用させていただきます。

お問い合わせ：陸上貨物運送事業労働災害防止協会 技術管理部

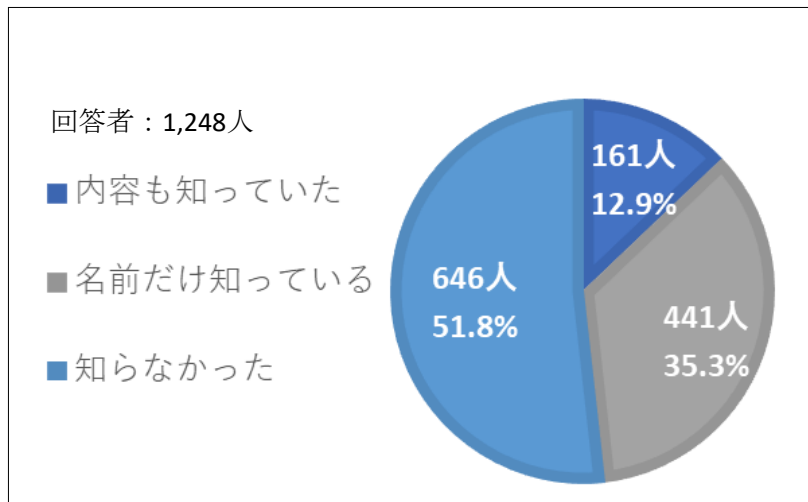
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 TEL 03-3455-3857 FAX 03-3453-7561

## 【荷役ガイドラインに基づく講習会の受講者アンケート結果】

## 荷役作業安全ガイドライン講習会（荷主向け）アンケート結果

令和2年度に当協会が荷主等の担当者を対象に開催した「荷役作業安全ガイドライン講習会」にて行ったアンケートの結果を取りまとめました。この講習会は「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」という。）に基づいて全国で開催したものです。

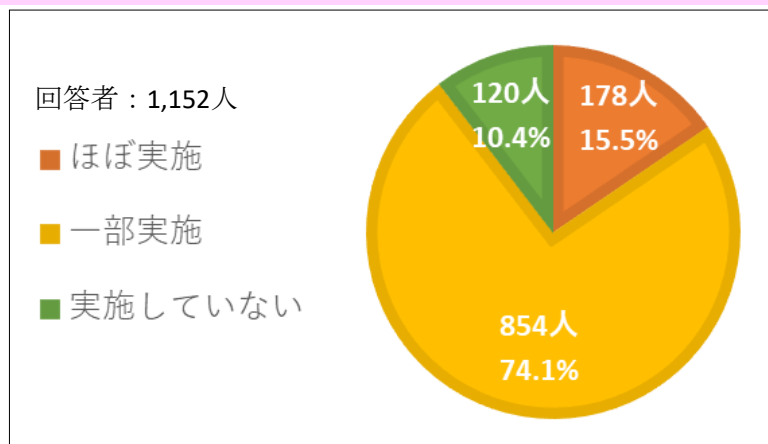
## 1 本講習会を受講する以前から、「荷役ガイドライン」をご存知でしたか？



「名前だけ知っている」及び「知らなかった」という方が、約87%という結果でした。

ガイドラインの認知がまだまだ広まっていないという結果でした。

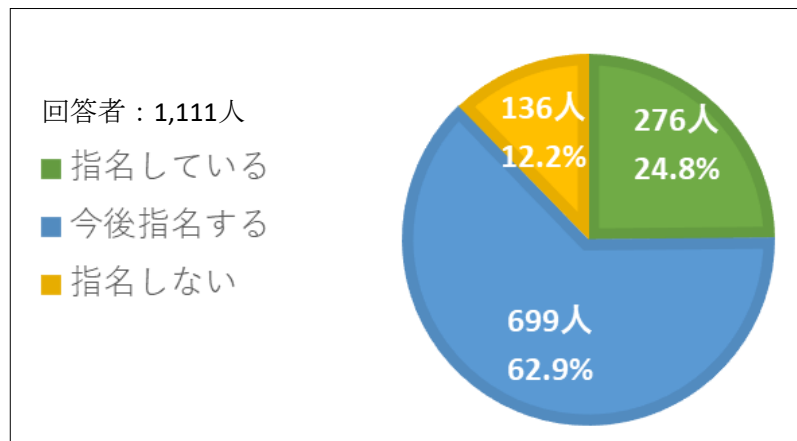
## 2 「荷役ガイドライン」に示された事項の現在の実施状況は？



ガイドラインに示された内容について、「ほぼ実施」及び「一部実施」していると回答した方が約90%という結果でした。

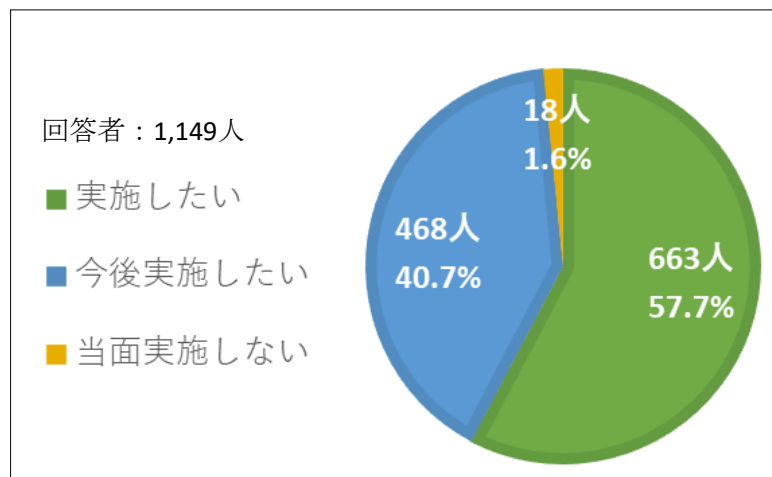
多くの事業場で何らかの対策は取っているという結果でした。

## 3 「荷役ガイドライン」に示された事項のうち、荷役災害防止のための担当者の指名は？



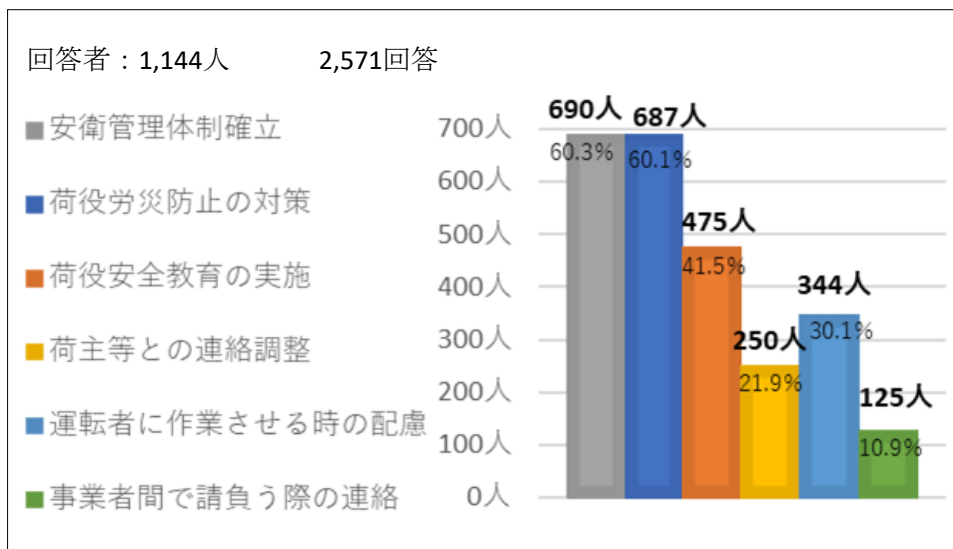
荷役災害防止のための担当者の選任は、指名しているという方が約25%でした。また、本研修を受け、今後指名するという方が約63%いましたので、合わせて約88%の方が担当者を指名することとなり、この講習が一定の役割を果たせたという結果でした。

## 4 荷役ガイドラインに示された事項の今後の実施について



ガイドラインに示された事項の今後の実施について、「実施したい」「今後実施したい」と回答した方々が約98%でした。ご参加いただいた多くの方々に前向きな回答をいただき、本講習が一定の成果を上げたと考えられます。

## 5 事業場において重点的に取り組んでいる事項はどれですか？（複数回答可）



事業場において重点的に取り組まれていること（荷役ガイドラインで示されている事項）について、複数選択式で伺ったところ1,144名の方々から回答を得ました。

最も多かったのが、安全衛生管理体制の確立で約60%でした。過半数の方々が生産現場における安全管理体制を重要視していました。それから、荷役作業における労働災害防止の諸対策について約60%の方々が荷役作業に対して何らかの対策を取っているとの回答でした。また、約42%の方が荷役作業の安全衛生教育を実施しているということです。

どの項目も重要ですが、ドライバーに荷役作業を行わせる場合の配慮、荷主等と陸運事業者との連絡調整や、事業場間で請負う際の連絡調整がやや低い印象を受けました。これも、荷役ガイドラインがまだまだ浸透していない由縁なのかもしれません。

荷役作業は主に荷主先等の現場で行われるものであり、荷主と陸運事業者が互いに連携を取って、ドライバーの災害防止と負担の軽減を図ることが求められています。

## まとめ

荷役作業時の労働災害の発生場所は、約70%が荷主等（荷主、配送先、元請事業者等をいう。）の事業場となっていることから、陸運事業者はもとより、荷主等においても、陸運事業者の労働者が行う荷役作業の安全確保に協力することが必要とされています。

当協会としては、荷役災害の防止を図るため本年度は荷主等を対象とした「荷役災害防止担当者教育講習会」を全国で開催する予定としています。是非、多くの荷主等の皆さまにご参加いただきたいと思いますと考えております。

## 令和3年度「安全衛生標語」を募集中です！

当協会では、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを呼びかける「安全衛生標語」を募集しております。

入選作品は最も優れたものを最優秀賞、それに次ぐものを優秀賞とし、令和3年11月11日(木)に熊本県熊本市にて開催する第57回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会において顕彰するとともに、当協会のホームページや本誌で公表いたします。

なお、入選作品は、当協会の安全ポスターのスローガン等に用いる他、企業・事業場で広く活用していただくこととしております。

詳しくは次の募集案内をご覧ください。皆様から多数の応募をお願いします。

### 募集標語のテーマ

次の3部門について、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを、具体的かつ簡明な表現で呼びかけるもの

#### (1)「荷役」部門

荷役作業における労働災害の防止を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ① 荷役作業時の墜落・転落又は転倒の防止に関するもの
- ② 荷主等との連携に基づく災害防止に関するもの
- ③ 高齢労働者の荷役労働災害防止に関するもの
- ④ 法令の遵守や自主的な安全衛生活動の推進に関するもの
- ⑤ 危険予知活動、リスクアセスメント等の実施に関するもの
- ⑥ フォークリフト、ロールボックスパレット等による災害防止に関するもの

#### (2)「交通」部門

交通労働災害の防止を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ① 過労運転防止のための運行管理（適切な休憩の付与等）に関するもの
- ② 高齢運転者の交通労働災害防止に関するもの
- ③ 法令の遵守や自主的な安全衛生活動の推進に関するもの
- ④ 交通KY（交通危険予知活動）の実施に関するもの
- ⑤ 安全運転の実施に関するもの

#### (3)「健康」部門

健康の確保・増進を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ① 健康診断の実施と事後措置の徹底に関するもの
- ② ストレスチェック等のメンタルヘルス対策に関するもの
- ③ 過重労働対策（恒常的に時間外労働を発生させない労働時間管理等）の徹底に関するもの
- ④ 腰痛予防に関するもの

### 応募の方法

応募の方法につきましては、次のURLまたは当誌No.620（令和3年2月号）をご覧ください。

[http://rikusai.or.jp/event\\_schedule/hyougo/](http://rikusai.or.jp/event_schedule/hyougo/)

### 募集の締切

令和3年4月30日(金)

### 入選作品

(1) 入選作品数は、次のとおりとし、また、入選者には、表彰状のほか次の賞品をお贈りします。

	入選作品数	賞品
最優秀賞	3作品（各部門ごとに、1作品）	2万円分の図書カード
優秀賞	3作品（各部門ごとに、1作品）	5千円分の図書カード

### お問合せ先

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 10階  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
業務部 広報課

TEL : 03-3455-3857

【連載】

メンタルヘルスのスペシャリストによる連載です

マコマコ  
博士の

# メンタルヘルス 2021 (第4回)

テーマ 「2つの不安」解明が「コロナ疲れ」を減らす！」

精神科医 夏目 誠

## 図1. 「職場の雑談」から 自粛って難しい！

地域や組織で違うから

男女の課員



## 新型コロナ禍に「2つの不安」がある！

新型コロナ禍が1年以上も続いている。「コロナ疲れ」とともに、感染不安が持続する日々です。それ以外にも自粛方法の不安があります。「2つの不安」で今回は、これを解明します。

## 営業方法で困惑

カウンセリング途中で、よく帰省や営業活動での飲食が話題になります。例えば31歳の赤坂太郎さん（仮名）も、そうです。

赤坂さん：前は営業で接待や飲食で商談がスムーズにいく流れでした。今はそういう環境ではないし、同僚や友人との飲み会も控えています。でも、仕事の上での付き合いは大切なんですよね。

私：商談やプライベートな飲み会をどうするかという悩みは多いですよ。「自粛を厳格にすれば、営業は難しい。でも感染したら、顧客に迷惑をかけてしまう」という葛藤をこぼす方もいますね。

赤坂さん：そうですね。

## 絶えず「二つの不安」が

私：感染不安だけでなく、自粛警察のような「社会の目」への怯え、「二つの不安」に、1年さらされてきたから、疲れますね。

赤坂さん：なるほど、「2つの不安」ですか。なぜ、そうなるのでしょうか？

## 日常会話では、企業イメージも

社員：感染者が出た場合に、企業名が公表されます。うちは大丈夫だろうかと、心配になりますよ。

私：だれでも感染するリスクはあるわけです。彼らは被害者なのですが。報道されると、あたかもルール違反のように受け止められてしまう面があります。

社員：そうなんです。注意が足りなかったみたいな告発で。

私：企業側も感染者が出ることには神経質になりますね。

社員：気になりますよ。感染するのはもちろん嫌ですけど、世間の目、仲間の目が気になりますね。会社への目というのもあります。企業イメージダウンとか…

## 相互監視と村八分には伝統がある

私：例えば江戸時代に年貢徴収するために、連帯責任を負わせた「五人組制度」や戦時下の「隣組」などがあり、相互監視が浸透していますね。

社員：そう言えば運動部で、1人が不祥事を起こせば、連帯責任で大会に出場できないことも。

私：社会システムのようになっているんですね。別の不安につながっているんですよ。

社員：それで自粛が上手くいくのか…伝統があるからなあ。

私：西欧では「神の目」が人を律すると言いますが、日本では「社会の目」です。

村八分の見聞が、「無意識の世界」に刷り込まれた！

### こころの構造（普段は「意識の世界」で対応しています）

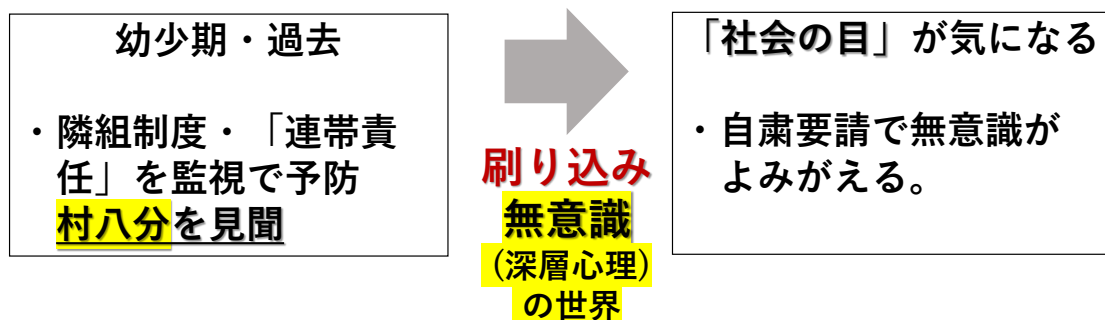


図2. 自粛の心的構造

私：上の図を見てください。ザックリと言えば、精神分析学と言う学問領域では人の言動には「意識」と「無意識の領域」が大きく関与すると、しています。さまざまな出来事を判断する「意識の世界」と、自分では気づかない、心の深層にある「無意識の世界」に。また深層心理は、人に不安や行動を起こさせる強いパワーがあります。

社員：日常では意識しない分野ですね。何もなければ、意識に上がってこない。

私：そうです。自粛にある「社会の目」は意識だけでなく、無意識の世界に刻み込まれ、「刷り込み」と言います。

社員：「自粛警察」も意識の力と言うよりも、行う人々の「無意識の世界」から出てきているものなんですか。

私：そうです。「村八分」の恐怖。お葬式、消火活動以外は、村人全員から「無視＝シカト」され続けます。それらを目にし、伝え聞いた時の強い怯えが「無意識の世界」に刷り込まれる。新型コロナ禍が起こると、意識に浮かび上がってきます。

社員：村八分の見聞が刷り込まれた。

私：そうです。

社員：ホッとしました。理由がわかったので、不安は減りましたよ。

最後に、「マコトの一言」で締めさせていただきます。

## マコトの一言



【陸災防協賛の安全活動のご紹介】

## + 全国安全週間 +

持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

全国安全週間期間：7月1日～7月7日

準備期間：6月1日～6月30日

厚生労働省では7月1日から1週間、「全国安全週間」を実施します。

今年で94回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

厚生労働省では、7月1日(木)から7日(水)までを「全国安全週間」、6月1日(火)から30日(水)までを準備期間として、各職場における巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を行っていきます。

実施要綱等、詳細は次のURLからご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17450.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17450.html)



【連載Ⅱ】安全衛生水準向上にお役立てください！

## やさしく解説「労働安全衛生法」

第13回

## 10 衛生委員会（第18条）

## (1) 衛生委員会の構成

衛生委員会は、業種にかかわらず、労働者が50人以上の事業場に設置義務があります。

衛生委員会の委員については、安衛法第18条第2～4項に次の者をもって構成するように規定しています。基本的には、安全委員会の委員と同様の構成になります。

- ① 総括安全衛生管理者など、その事業場のトップの者（1名に限る。）
- ② 衛生管理者
- ③ 産業医
- ④ 衛生に関し経験を有する者
- (⑤ 事業場の作業環境測定士を委員とすることができる。)
- ⑥ 労働者の過半数で組織する労働組合（過半数組合がない場合は労働者の過半数を代表する者）が推薦した者

なお、議長は、①の者がなります。

また、②～⑤を合わせた委員数と⑥の委員数は同数か⑥の委員数を多くする必要があります（労働組合との労働協約に別段の定めがあるときは、その限りで適用しません。）。

## (2) 衛生委員会の付議事項

衛生委員会の付議事項については、安衛法第18条第1項に、次のように規定されています。

- 一 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事
- 二 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事
- 三 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関する事
- 四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

下線部の労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項について

は、安衛則第22条に次のように規定されています。

- 一 衛生に関する規程の作成に関する事
- 二 危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関する事
- 三 安全衛生に関する計画（衛生に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関する事
- 四 衛生教育の実施計画の作成に関する事
- 五～六 （省略）
- 七 定期に行われる健康診断、臨時の健康診断及び法に基づく他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関する事
- 八 労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関する事
- 九 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関する事
- 十 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関する事
- 十一 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に関する事

## (3) 産業医による衛生委員会等に対する調査審議の求め

産業医は、衛生委員会等に産業医学の専門的な立場から労働者の健康管理等について積極的に提案できるように、衛生委員会等に対して、労働者の健康を確保するために必要な調査審議を求めることができます。

【新連載】 事故事例を自分の現場の情報源とするために

## 解説！「労働災害の『事故の型』」

第4回

## ◆「転倒」？◆

「転倒って、うん？」という向きもおありでしょうか？確かに墜落や激突、崩壊、はさまれ、感電、といった災害類型に比べ、軽んじられる響きがあるかもしれません。いやいやこれがどうして。

・フォークリフトを運転してパレットの運搬作業中、敷鉄板上を後進していたところ左後輪が敷鉄板から脱輪。フォークリフトが左側に傾いたため、被災者は運転席から飛び降りたが、転倒したフォークリフトと地面との間に挟まれて死亡した。

・荷役業務において、ストラドルキャリアを運転してコンテナの運搬作業中、カーブ走行させたところ、ストラドルキャリアごと転倒した。

・運搬作業中、集積所へ向かう途中の坂道でつまずき近くの電柱に体を支えようとしたが支えきれず前向きに転倒し顔を強打、後日死亡。

といった死亡に至った労働災害は、この類型に入ります。もちろん、不意の転倒で頭部を打ち付けることによる頭がい骨骨折やくも膜下出血、といった重篤な災害にもなります。転倒によって多くは骨折等を蒙ることを考えると、なかなか侮れない災害類型であるといえます（転倒災害の約6割が休業期間1月以上です）。

## ◆「STOP！転倒災害プロジェクト」◆

この「転倒」、行政（厚生労働省）も各労働災害防止団体も、ともにこの「プロジェクト」を推進し、転倒危険個所の「見える化」や、重点取組期間とする毎年2月6月の「チェックリストを活用した職場総点検」、などを提唱しています。

## ◆労働災害分類としての「転倒」◆

労働災害分類での「転倒」とは、「人がほぼ同一平面上でころぶこと、つまずきまたは滑りによって倒れた場合をいい、車両系機械などとともに転倒した場合を含む」、とされています。

「転倒」は、地面、通路、床面等で滑ったり、段差や突起物に躓いたり床上を踏み外したりして起こることになります。

転倒災害は、どのような職場でも発生する可能性がありますから、発生件数の多い労働災害の一つで、陸上貨物運送業においても例年「墜落・転落」災害に次いで多い災害です。「滑り」では、床が滑りやすい素材であったこと、床に水や油が飛散していたこと、ビニールや紙等滑りやすい異物が床に落ちていたこと、などが原因となりますし、同様、「つまずき」では、床の凹凸や段差があったこと、床に荷物や商品が放置されていたこと、「踏み外し」では、大きな荷物を抱えるなど足元が見えない状態で作業を行ったこと、等々が主な原因となって発生します。よって、このような不安全な状態を早期に見つけ対策を打っておくことが肝要となります。

## ◆陸運業における「転倒」災害◆

陸運業における転倒災害は、前々回、全体の約16%を占めるとお伝えしましたが、これらを起因物との関係で見れば、平成31/令和元年（死傷災害の全件数15,382件）の転倒災害2,457件のうち、「通路」が757件、「トラック」が310件、「その他の用具」が178件、「作業床」157件、「階段」145件、「荷姿の物」141件、「人力運搬機」138件、等々となっています。

これら転倒災害の防止対策としては、極めて基本的なことかもしれませんが、  
・4Sの徹底＝「整理（不要物の廃棄）整頓（いつでも取り出せる）清掃・清潔」。本来そこに無いはずの障害物をあらかじめ取り除いておくこと、です。

・転倒危険個所の注意喚起表示を行う。

・準備運動＝「体を急に動かさない」。長時間の運転後に運転席から降りる際や降りた後に転倒するリスクが高まります。「ストレッチをしてから動く」こと、点呼なども活用し、徹底が必要です。

## 【陸災防 第11回理事会を開催しました】 令和3年度の事業計画(案)等を理事会で承認

陸災防は、3月26日(金)に予定していた第11回理事会を新型コロナウイルス感染症予防対策等を踏まえ、書面により開催し、令和3年度事業計画(案)、令和3年度収支予算(案)等について、いずれも承認されました。

【厚生労働省からのお知らせ】

### 令和3年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します ～今年は、WBGT値の実測と異常時の速やかな対応に着目～

厚生労働省は、職場における熱中症予防対策を徹底するため、陸災防を含む労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。

#### ●「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」概要

厚生労働省は、労働災害防止団体などと連携し、事業場への熱中症予防に関する周知・啓発を行います。令和3年は、場所を問わずアクセスして学べる、熱中症予防のためのオンライン教育用ツールを拡充します。

また、熱中症を発生させないために必要な「WBGT値の実測とその結果を踏まえた対策の実施」、熱中症を重症化させないために重要な「熱中症が疑われる場合における適切かつ速やかな対応」について重点的に呼びかけます。

#### ●2020年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値）」

2020年の速報値では、死亡を含む休業4日以上死傷者数は919人、うち死亡者数は19人となっています。業種別にみると、死傷者数については、全体の4割強が建設業と製造業で発生しています。また、死亡者数は、「製造業」「建設業」「清掃・と畜業」の順に多く、被災者の救急搬送が遅れた事例が含まれています。また、入職直後や夏休み明けで熱順化が十分でないと思われる事例や、WBGT値を実測せず、WBGT基準値に応じた措置が講じられていなかった事例なども含まれています。

別添資料1 [令和3年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」概要及び実施要綱 \[PDF形式：630KB\]](#)

別添資料2 [「2020年職場における熱中症による死傷災害の発生状況（2021年1月15日時点速報値）」 \[PDF形式：645KB\]](#)

参考 [ポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」](#)

この情報についての詳細は次のURLからご覧ください（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17076.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17076.html)

災害事例  
と  
その対策

## クレーンによる荷積み作業は 短時間でも十分な段取りを！

重量物の取扱い等では、天井クレーンやラフテレーンクレーン（ラフタークレーン）などの動力クレーンが多く、作業現場で使用されています。しかし、運転操作の誤りや不適切な作業方法等によって、これらの機械装置（起重機）が関わって労働災害が起きた場合は、死亡などの重篤な労働災害に至ることがみられます。

- 1 事業の種類：道路貨物運送事業  
(従業員数50人未満)
- 2 発生日時：10月 午後2時頃
- 3 発生場所：荷主敷地内
- 4 被災者：貨物自動車運転者  
37歳 男性  
経験年数 30年
- 5 傷病の程度：死亡
- 6 災害発生状況
  - (1) 被災者は、地盤改良に用いた土留め用シートパイル（鉄製、幅4.5m、長さ6.1m、重さ390kg）を運搬するため、ラフテレーンクレーン（以下「クレーン」という。）を使用して、平ボディの荷台への積み込み作業に従事していた。
  - (2) 荷台上で積み込み位置の調整を行っていた被災者が、荷台上から飛び降りた直後、クレーンでつり上げられたシートパイル10枚（重さ3.9t）のうち、数枚のシートパイルが落下し、当該パイルの下敷きとなって死亡した。
- 7 推定される災害の原因と問題点
  - (1) クレーンで吊り上げられたシートパイル10枚は、ロープ等で結束されずに玉掛け用ワイヤロープを用いて吊り上げられたことにより、当該クレーンの旋回等の動きによって徐々にバランス等が悪くなり、ずり落ちたものと推定されます。
  - (2) また、シートパイルに泥などが付着し、当て物を用いずに玉掛けワイヤロープを使用した場合、ロープが滑り当初のセット位置からずれていた状態でつり上げられていたことが考えられます。
  - (3) また、長尺物のつり上げであったことから、巻き上げ時に地切り（地面から離れたこ

と）の状態一旦停止し、シートパイルのバランスを確認していたとかがうことは災害時の状況等から難しいものと考えられます。

- (4) 被災者とクレーンオペレーターの二人作業であった推定されますが、積み込み作業が短時間で終わる予定であったため、作業手順や役割分担などを決めずに、作業優先で進めていたものと思われる。
- (5) 被災者は、クレーンの稼働時におけるつり荷の状態等を把握しないまま積み込みの準備等に追われていたことにより、シートパイルの落下から回避するための行動ができなかったものと推定されます。

### 8 再発防止対策

トラック荷台からの荷の積卸しで、クレーンや移動式クレーン等を用いる場合は、作業の規模や作業時間の長短等に関わらず、日頃から、次に掲げる事項も含めた安全対策が確実に行われることが必要と考えます。特に、荷主など他社との共同作業を伴うときは、十分な意思疎通を図ることは安全作業に欠かせないことではないでしょうか。

- (1) 積み込みの作業手順やクレーン作業での合図の統一等について十分な打合せを行う。
- (2) クレーン作業時には、その都度、作業指揮者を配置し、作業の状況等を監視する。また、危険の恐れがあるときは、速やかに作業の中止、退避等の対応をとる。
- (3) シートパイルなどの長尺物は、ロープ等で確実に結束し、二点以上でつり上げ、専用のつり金具（クランプ等）を用いる。
- (4) また、つり荷の振れ、回転等を抑える（安定させる）ため、介錯ロープ等を使用する。
- (5) 巻き上げに際し、地切り（30cm弱）の状態一旦、巻き上げを停止し、つり荷の異常の有無などを確認する。
- (6) クレーンの作業に携わる全ての者に、クレーンの作動時に生じる作用、ワイヤロープの特性などの知識を付与する。さらに、一人KY活動の積極的な取組に努める。

**小企業無災害記録事業場〔令和3年3月〕**

	事業場名	労働者数	無災害期間	支部名
第1種	東北トラック株式会社福島支店	19名	平成29年12月1日～令和2年11月30日	福島県
第1種	伊達環境株式会社	5名	平成28年5月1日～平成31年4月30日	福島県
第2種	東北三八五流通株式会社福島営業所	6名	平成27年7月23日～令和2年7月31日	福島県
第3種	株式会社東昇流通	17名	平成26年2月1日～令和3年1月31日	福島県
第3種	有限会社大藤運輸商事	8名	平成25年4月1日～令和2年3月31日	福島県
第3種	丸美青果有限会社	8名	平成23年4月1日～平成30年3月31日	福島県
第5種	青葉運輸有限会社	13名	平成16年7月22日～令和元年7月21日	福島県

陸災防では、常時29人以下の労働者を使用する事業場の無災害記録について、表彰を行っています。この無災害記録には、第1種から第5種までの5種類があり、第1種は3年間、第2種は5年間、第3種は7年間、第4種は10年間、第5種は15年間の無災害を称えるものです。

●申請方法  
 本表彰は、会員事業場からの申請により実施しています。申請に当たっては、各都道府県支部にお申し出ください。事業場の安全衛生に対する取組を応援するため、この制度をご活用ください。

**業種別労働災害発生状況（令和2年速報）**

令和3年3月8日現在

	死亡						死傷					
	令和2年1月～12月 [速報値]		令和元年1月～12月 [速報値]		対元年比較		令和2年1月～12月 [速報値]		令和元年1月～12月 [速報値]		対元年比較	
	死亡者数 (人)	構成比 (%)	死亡者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	776	100.0	790	100.0	-14	-1.8	127,165	100.0	123,130	100.0	4,035	3.3
製造業	132	17.0	132	16.7	0	0.0	25,253	19.9	26,434	21.5	-1,181	-4.5
鉱業	8	1.0	10	1.3	-2	-20.0	196	0.2	201	0.2	-5	-2.5
建設業	253	32.6	260	32.9	-7	-2.7	14,728	11.6	14,908	12.1	-180	-1.2
交通運輸業	12	1.5	13	1.6	-1	-7.7	2,648	2.1	3,072	2.5	-424	-13.8
陸上貨物運送事業	88	11.3	87	11.0	1	1.1	15,508	12.2	15,137	12.3	371	2.5
港湾荷役業	4	0.5	7	0.9	-3	-42.9	328	0.3	375	0.3	-47	-12.5
林業	35	4.5	31	3.9	4	12.9	1,266	1.0	1,242	1.0	24	1.9
農業、畜産・水産業	35	4.5	27	3.4	8	29.6	3,169	2.5	2,927	2.4	242	8.3
第三次産業	209	26.9	223	28.2	-14	-6.3	64,069	50.4	58,834	47.8	5,235	8.9

資料出所：厚生労働省

**業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和2年1月～12月）**

令和3年3月8日現在

	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	その他
全産業	776	191	26	40	48	54	123	157	5	132
製造業	132	22	6	10	7	7	43	6	0	31
建設業	253	94	6	15	27	14	25	34	1	37
交通運輸業	12	3	1	0	0	1	1	3	0	3
その他	291	54	13	12	11	26	37	82	3	53
陸上貨物運送事業	88	18	0	3	3	6	17	32	1	8
同上対前年増減	1	1	-1	-2	-2	1	10	-7	1	0

**業種、事故の型別死傷災害発生状況（令和2年1月～12月）**

令和3年3月8日現在

	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他
陸上貨物運送事業	15,508	4,268	2,560	1,177	688	430	786	1,574	775	11	2,688	551
同上対前年増減	371	37	126	27	21	-28	-59	-78	-40	0	293	72

（注）上記2表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故（その他）」以外をまとめたもの  
 詳細は、陸災防ホームページ <http://www.rikusai.or.jp> に掲載

令和2年1～12月の労働災害発生状況（速報）が更新された。  
 前月2月発表時点から死亡災害が5人追加され88人となり前年比-3.5%から+1.1%と増加に転じた。  
 死傷災害は、312人追加され15,508人となり前年比+2.4から+2.5となった。

## 業種別労働災害発生状況（令和3年速報）

令和3年3月8日現在

	死亡						死傷					
	令和3年1月～2月 [速報値]		令和2年1月～2月 [速報値]		前年比較		令和3年1月～2月 [速報値]		令和2年1月～2月 [速報値]		前年比較	
	死亡者数 (人)	構成比 (%)	死亡者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	90	100.0	91	100.0	-1	-1.1	13,626	100.0	10,738	100.0	2,888	26.9
製造業	17	18.9	10	11.0	7	70.0	2,723	20.0	2,500	23.3	223	8.9
鉱業	1	1.1	1	1.1	0	0.0	28	0.2	21	0.2	7	33.3
建設業	36	40.0	36	39.6	0	0.0	1,497	11.0	1,341	12.5	156	11.6
交通運輸事業	0	0.0	0	0.0	0	-	329	2.4	315	2.9	14	4.4
陸上貨物運送事業	11	12.2	9	9.9	2	22.2	1,666	12.2	1,489	13.9	177	11.9
港湾運送業	0	0.0	1	1.1	-1	-100.0	43	0.3	51	0.5	-8	-15.7
林業	4	4.4	6	6.6	-2	-33.3	136	1.0	152	1.4	-16	-10.5
農業、畜産・水産業	2	2.2	0	0.0	2	-	234	1.7	243	2.3	-9	-3.7
第三次産業	19	21.1	28	30.8	-9	-32.1	6,970	51.2	4,626	43.1	2,344	50.7

資料出所：厚生労働省

### 業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和3年1月～2月）

令和3年3月8日現在

	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	その他
全産業	90	26	3	5	7	8	22	12	0	7
製造業	17	3	0	1	0	1	11	0	0	1
建設業	36	14	1	1	6	2	5	5	0	2
交通運輸事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	26	7	2	1	0	2	6	4	0	4
陸上貨物運送事業	11	2	0	2	1	3	0	3	0	0
同上対前年増減	2	-3	0	2	-1	3	-1	2	0	0

### 業種、事故の型別死傷災害発生状況（令和3年1月～2月）

令和3年3月8日現在

	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他
陸上貨物運送事業	1,666	479	412	99	67	43	77	146	89	1	227	26
同上対前年増減	177	35	100	-19	14	-5	4	-7	29	-3	34	-5

（注）上記2表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故（その他）」以外をまとめたもの  
詳細は、陸災防ホームページ<http://www.rikusai.or.jp>に掲載

令和3年1月～2月の労働災害発生状況（速報）では、死亡災害では前年から2人増加の11人となり、2月に発生した2件は「交通事故（道路）」1件と「激突され」1件であった。

死傷災害では前年から177人増加しており、事故の型で見ると「転倒」が100人増加と突出している。「転倒」による災害は前月発表時点で前年の68人増加であったため、2ヵ月連続で増加傾向が続いている。

## 陸運業 死亡災害の概要（令和3年2月）


令和3年3月8日現在  
陸災防調べ

災害発生月日	事故の型	起因物	性別	年齢	職種	経験期間	被災時の作業内容	災害の概要
3年2月5日	激突され	トラック	男性	30	運転者	6年	荷降ろし	事業場敷地内で、キャリアカーの上段に載せていた荷であるトラックを降ろすため荷台を傾斜（約15度）させた際、当該トラックに輪止めを行っていなかったことから、これが逸走し、キャリアカーの荷台上に居た被災者に激突、当該トラックの半開きになっていたドアとキャリアカーの支柱に挟まれた。昏睡状態が続いたが、同月13日に死亡した。
3年2月4日	交通事故（道路）	トラック	男性	48	運転者	2年	タンクローリーの運転	被災者がタンクローリーを運転し、国道を走行していたところ、トンネルを通過した直後に対向車線を走行していたトラックと正面から衝突して被災した。対向車線のトラックがアイスバーンでスリップし、センターラインをオーバーした。

（注）後日、内容については、削除又は記載内容を修正する場合があります。

**【安全DVDビデオのご案内】**  
**陸災防DVDビデオのご案内**  
 ～ 複数枚購入で割引 ～




**【フォークリフト安全教育DVD①】**  
**「フォークリフトによる安全な荷役運搬作業」** 

フォークリフトによる荷役運搬作業について、安全な運転方法を映像とナレーションで示すことにより、より安全な操作を確認できます。

また、厚生労働省が示す「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」を実施するときの補助教材としての活用いただけます。


約23分 11,000円（税込）

**【フォークリフト安全教育DVD②】**  
**「フォークリフトの作業開始前点検の進め方」** 

「労働安全衛生規則第151条の25（点検）」により定められているフォークリフトの作業開始前点検を実際の点検の様子を映した映像とナレーションにより分かりやすく紹介しています。

約26分 11,000円（税込）

**【はい作業安全教育DVD】**  
**「はい作業の安全」**



- 災害発生の仕組み
- はい作業の基本
- 荷役運搬機械によるはい付けはい崩しの安全作業
- 異常発見時の措置

約21分 11,000円（税込）

**複数枚購入  
割引  
のご案内**

3枚以上のご注文で  
20%OFF!!

2枚のご注文で  
10%OFF!

DVDの  
組み合わせは  
自由です!

**陸災防 DVDビデオ申込書**

申込年月日		年	月	日
申込者名 (請求先)				
所在地 及び 担当者名	〒			
			☎ FAX	
	品名			数量
	<input type="checkbox"/> はい作業の安全			
	<input type="checkbox"/> フォークリフトの作業開始前点検の進め方			
	<input type="checkbox"/> フォークリフトによる安全な荷役運搬作業			
<b>【通信欄】</b> 商品発送先等が異なる 場合の住所・電話番号等				

お支払い方法は、後払いとなります。ご注文をいただいた後、ご注文品と請求書を同梱して発送いたします。

下記番号へFAXにてお申込みください。  
**FAX 03-3453-7561**

# 広報誌をお届けします(無料)!

陸災防広報誌をEメールでお届けします。  
ご登録は、陸災防ホームページからの登録またはファックスするだけです。

FAX  
登録方法

STEP1

次の登録申込書に必要事項をご記入ください。

STEP2

申込書をそのままFAXしてください(FAX番号 03-3453-7561)。

陸災防の広報誌 お届け先 **登録申込書** ▷▷▷ FAX 03-3453-7561

事業場名または			
都道府県	陸災防 会員の別	<input type="checkbox"/> 会員	<input type="checkbox"/> 非会員 (賛助会員含む)
電話番号	FAX番号		
メールアドレス			

(注) 次のURLから「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。 <https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/>  
登録完了のメールをお送ります。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。  
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

広報誌のご案内

## お役立ち 安全衛生情報をお届けします

陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）の広報誌

### 「陸運と安全衛生」のご案内

#### お届けする広報誌の内容

- 陸災防の広報誌「陸運と安全衛生」を毎月10日にお届けします。  
陸災防会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例などを掲載しています。
- 安全と健康に関する様々な情報（厚生労働省情報など）をお届けします。
- 検定、研修会、講座の開催をご案内します。

このサービスは、陸災防の広報誌「陸運と安全衛生」をEメールにてお届けするものです。登録料、購読料などは不要です。  
ご登録いただいていない皆様、安全衛生情報源としてぜひご活用ください。  
また、ご登録済みの方は、同僚、取引先の皆様へ広報誌をご紹介ください。



#### お問い合わせ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 本部 業務部 広報課  
TEL 03-3455-3857 FAX 03-3453-7561